

告示

埼玉県告示第二百九十三号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、及び同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
一般国道	四百六十三号	入間市大字上藤沢字神明六二三番一地先から 同市大字上藤沢字神明六〇〇番二地先まで
県道	川越入間線	狭山市大字堀兼一番地先から 同市大字堀兼字芳野七七一番一地先まで
県道	川越入間線	所沢市林一丁目三二三番六地先から 入間市大字宮寺字帖下二六九七番一地先まで
県道	中新田入間川線	狭山市大字堀兼八四三番一地先から 同市大字青柳字山王塚五一七番三地先まで
県道	所沢堀兼狭山線	狭山市大字堀兼字芳野七七八番一地先から 所沢市大字下富字武野八三九番三地先まで
県道	新堀尾島線	熊谷市妻沼小島字並木二六二二番三地先から 熊谷市妻沼小島字南河原一五四三番二地先まで
県道	日高狭山線	飯能市大字下川崎一〇九番地先から 日高市上鹿山字諏訪ノ下七一五番四地先まで

二 指定する期日

令和二年四月一日

三 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

イ 走行位置の指定

上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれが

あるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

ロ 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法○・二三メートル以上、縦寸法○・一二メートル以上（又は横寸法○・一二メートル以上、縦寸法○・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

ハ 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。